

生活困窮者の自立促進に向けた取組について

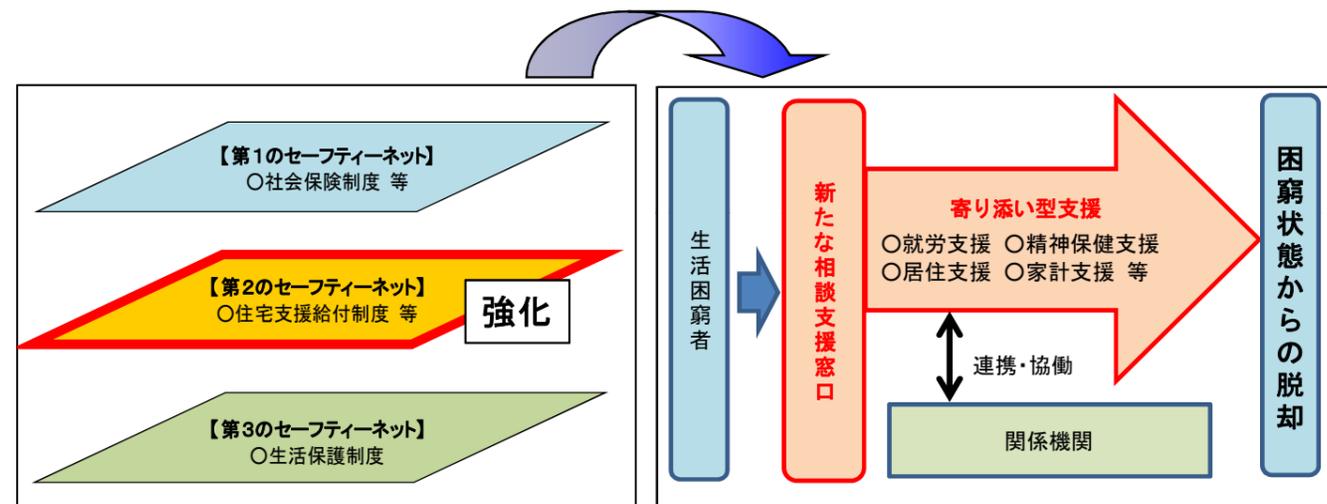
～新たな相談支援窓口の設置～

1 生活困窮者の自立促進の取組について

平成20年のリーマンショック以降、失業を理由に生活保護受給世帯が増加する中、生活保護受給者とともに、第2のセーフティネットの対象となる生活困窮者も含めて、自立を支援するため、平成25年2月に「川崎市生活保護・自立支援対策方針」を策定した。

この方針の中で、生活困窮者に対する「包括的な相談支援体制の構築」を取組の基本方向として位置付け、調査費を平成25年度当初予算に計上したところである。

この度、生活困窮者が、困窮状態から早期に脱却し、もって生活保護に至ることを未然に防止するため、新たな相談支援窓口を設置し、生活困窮者の自立促進に向けた取組を進める。



2 相談支援窓口の設置目的

生活困窮者に対する自治体の総合的な相談窓口は、生活保護法上の要保護者に対応する福祉事務所以外には十分に整備されているとはいえ、第2のセーフティネットとしての総合的な支援が不足している状況にある。

また、生活困窮者は、経済的な問題のみならず、精神的な問題、家庭の問題、健康上の問題など、複合的な問題を抱え、さらにそれが複雑に絡み合っている場合が多い。

このような、複合的な問題を持つ生活困窮者の課題を把握し、個別的・包括的・継続的に対応し、必要な支援のコーディネートを行うことにより、自立した生活を営めるよう支援を行うことを目指すものである。

3 対象者

失業を中心とした、生活困窮の状態にある、または困窮状態に陥るおそれのある者で、課題が複雑化し、支援がないと自力での自立が困難と思われる者。

生活困窮者は、失業の他に、次のような複合的な課題を抱えている場合が多い

- ・ 家賃を滞納し、立ち退きを迫られている
- ・ 借金がある
- ・ 浪費癖がある
- ・ コミュニケーション能力に問題が見られる
- ・ 障害がある
- ・ 依存症である
- ・ うつ等こころの病気の疑いがある
- ・ 生活が乱れている

4 来所の経路（想定）

- ・ 福祉事務所で生活相談をしたが、生活保護の要件に該当せず、紹介されて来る
- ・ ハローワークに就職相談をしたが、困窮状態が見られることから、紹介されて来る
- ・ 住宅支援給付相談センター（住宅支援給付事業）から紹介されて来る
- ・ 電話問い合わせから、引き続き来所する

- 【参考】
- ・ 福祉事務所で相談しても、収入・資産・能力・他法活用等により、生活保護受給に至らない者は、全市で年間1,000人程度。
 - ・ ハローワークで求職登録後に、他施策の活用も必要と判断され、他機関へ誘導される者は、全市で年間600人程度。

5 相談支援窓口の概要

(1) 名称 (仮称) 川崎市生活自立・仕事相談センター

(2) 開設時期 平成25年12月(予定)

200～250㎡程度

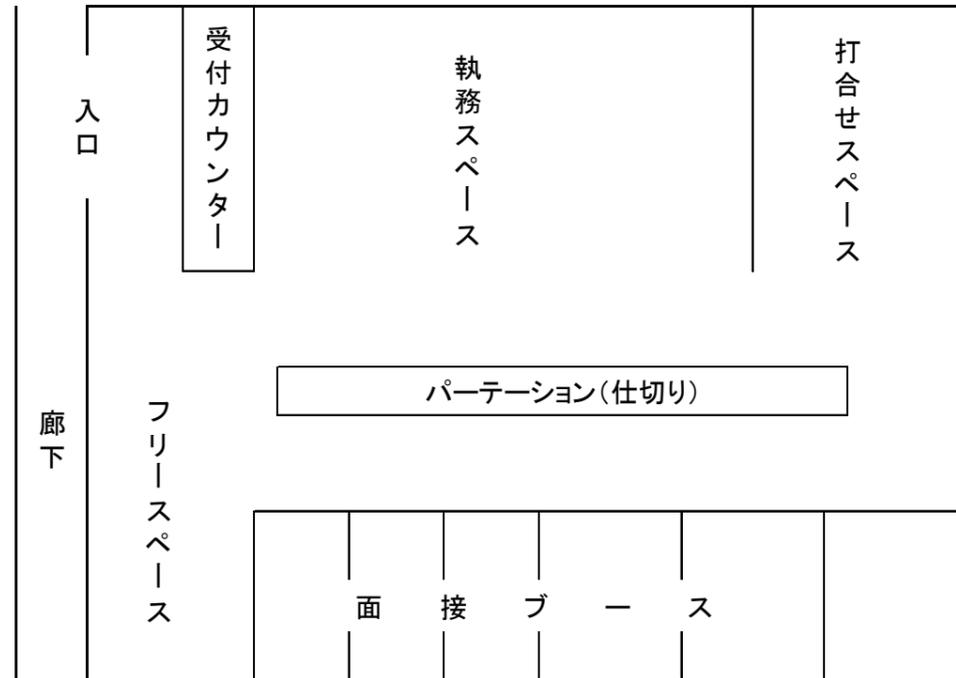
(3) 事業場所 川崎駅周辺の業務ビル

【事業場所選定の考え方】

- ・ 生活保護受給者数等を参考に、相談窓口の対象になる者が多いと考えられること。
- ・ ハローワークや法テラス（日本司法支援センター）、年金事務所などの相談機関、関係機関からのアクセスが良いこと。
- ・ 駅からのアクセスが優れていること（徒歩10分以内程度）。
- ・ バリアフリー及び障害者用のトイレが完備されていること。

(4) 事業費 5,000万円程度 (9月補正議案予定)

【参考】 レイアウトイメージ



(5) 基本的な業務内容

① 相談支援業務

生活困窮者の相談に対応し、相談者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を確認することを通じて、個々人の状態にあった支援計画の作成を行う。また、就労、精神保健、法律、医療相談等の支援を、他機関との連携を含め個別的・包括的・継続的に行う。

② 居住(生活)・家計相談支援業務

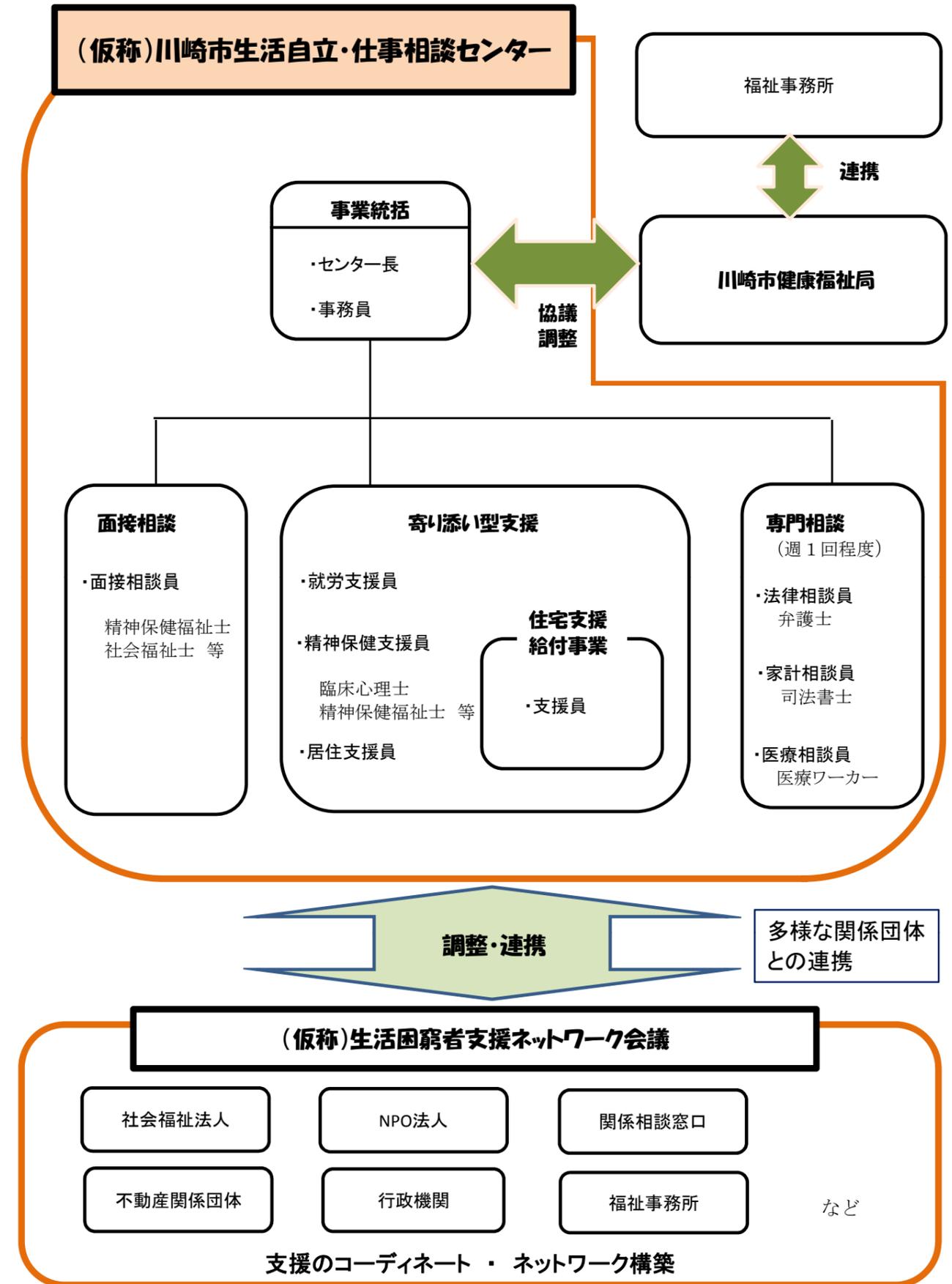
相談者と定期的な面接及び居所への訪問をするなどし、生活の安定のための支援を行う。また、家計の再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、きめ細かな相談支援を行う。

③ 住宅支援給付事業(※別制度)

相談者のうち、就労能力及び就労意欲のある者で、住宅を失っている者又は失うおそれのある者を対象として、一定期間、住宅支援給付を支給するとともに、再就職に向けた支援を行う。

※ 平成21年10月に、「住宅手当緊急特別措置事業」として開始。
失業者の申請を受けて、その収入に応じて、家賃相当額を直接不動産会社等に振り込む制度。平成25年度に一部制度改正があり、「住宅支援給付事業」に名称変更。

6 体制



7 具体的な支援手法

(1) 面接相談 **1** ※白抜き数字は、右側の「(4) 支援の流れ」の番号とリンク。

【生活困窮者の面接を行う】

- ・ 相談者が持つ課題の整理、評価・分析、見極めを行う(スクリーニング)。
 - ・ 必要な支援、制度等を整理し、最適な支援手法を検討する。
 - ・ 暫定プランを決定する。
- ①相談窓口による寄り添い型支援を決定 ⇒ 自立までの暫定プランを決定した上で、担当する寄り添い型支援員を選定する。
- ②他の専門窓口への引継ぎ ⇒ 寄り添い型支援員による同行、引継ぎを行う。
- ③福祉事務所への引継ぎ ⇒ 寄り添い型支援員による同行、引継ぎを行う。

(2) 寄り添い型支援 **2** **4**

【担当チーム制により、(暫定)支援プランの実行及び継続的アセスメントを行う】

- ・ ハローワーク、若者サポートステーション、求職先、年金事務所、不動産店、生活福祉資金窓口、病院、区役所窓口等、各種関係相談窓口・機関等へ同行し、支援制度の相談や利用手続きの補助を行う。
- ・ 就労支援員により、キャリアカウンセリングを行う。
- ・ 精神保健支援員により、こころの相談を行う。
- ・ 居住支援員が居宅訪問をすることにより、生活相談、金銭管理の相談等を行う。
- ・ 支援期間は、個々人の状況に応じて、原則3か月から9か月程度(最長1年程度)とする。

【専門家により、法的支援、医療支援を行う(専門相談)】

- ・ 法律相談員(弁護士)により、DV、虐待、その他の犯罪行為等、触法に関する相談を行う。
- ・ 家計相談員(司法書士)により、多重債務等の相談を行う。
- ・ 医療相談員(医療ワーカー)により、うつ、依存症、知的、発達、疾患等、医療連携に関わる相談を行う。

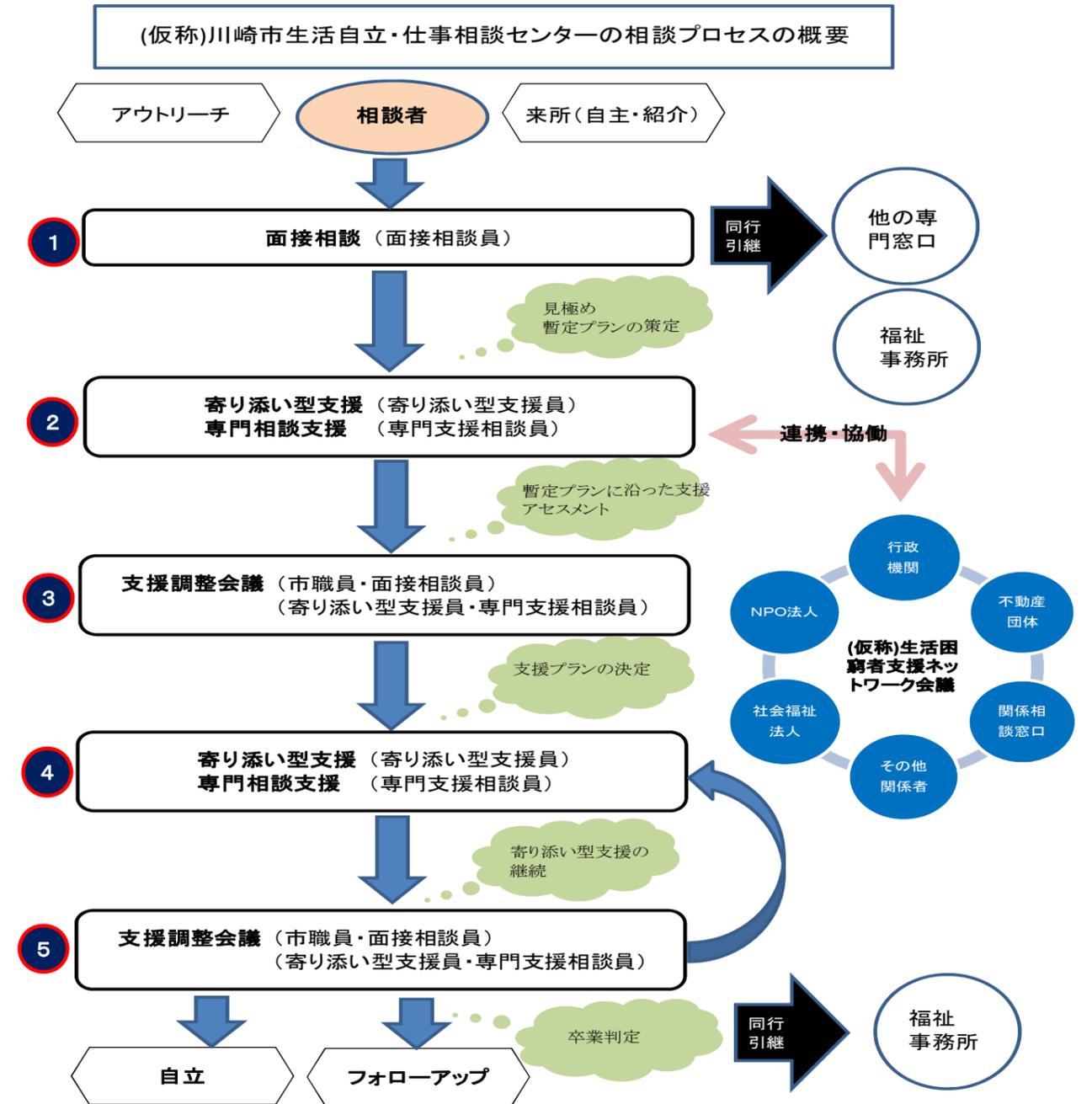
(3) 支援調整会議 **3** **5**

【「支援調整会議」を定期的開催する】

- ・ 暫定プランの進捗状況の確認及び見直しの検討を行う。
- ・ 暫定プランの確認及び見直しの結果を踏まえ、支援プランを確定させる。
- ・ 支援プラン確定後の、定期的な進捗状況確認を行う。
- ・ 支援が進んだ者(または支援の要件を満たさなくなった者)について、支援の終了に関する判定を行う。
 - ⇒ 相談窓口による継続支援または福祉事務所等他機関への引継ぎ等。
 - ⇒ 福祉事務所等他機関へ引き継ぐ場合は、適正な情報連携を行うために、段階的に引き継ぐ。

【支援調整会議】 市職員及びセンターで支援に関わる者が参加し、支援プランの決定・見直し、支援の進捗確認、支援終了や他施策に繋ぐなどの判定を行う会議。

(4) 支援の流れ



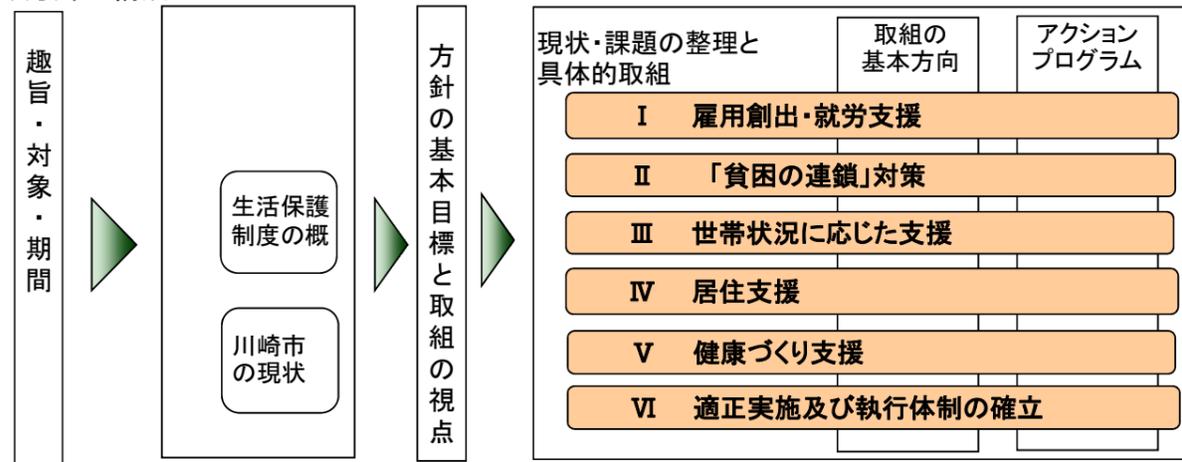
8 スケジュール

		平成25年度									平成26年度
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
委託	事業者募集(業者選定)			→							
	委託契約			→							
	開設準備			→	→						
	業務運営					→	→	→	→	→	
賃貸	事業者募集(業者選定)			→							
	賃貸借契約			→							
	賃貸借			→	→	→	→	→	→	→	

1 方針策定の趣旨等

- (1) 方針策定の趣旨
- 環境変化(国の動向・景気等)への機動的な対応
 - 関連計画との整合
 - 本市の特徴と強みを生かした「川崎らしい方針」

(2) 方針の構成

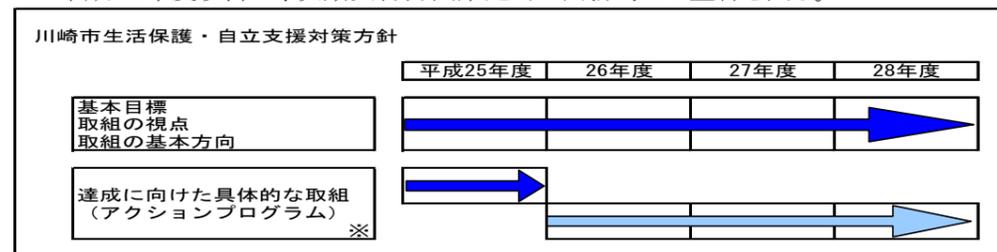


(3) 方針の対象

- 生活保護受給世帯
 - 生活困窮者
- ※ 生活困窮者とは・・・高齢や傷病、ひとり親、失業等により経済的困窮や社会的孤立の状況に陥り、生活の維持が困難になった者

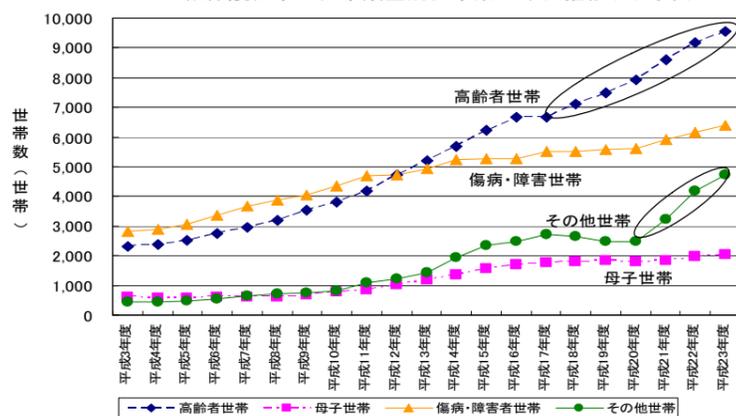
(4) 方針の対象期間 平成25～28年度

※ ただし、具体的な取組を定めるアクションプログラムは、平成25年度は当初予算と整合、平成26年度以降は、次期実行計画策定時に財源等との整合を図る。



2 川崎市における生活保護受給の現状等

被保護世帯の世帯類型別世帯数の年次推移(川崎市)



- 生活保護受給世帯数
⇒平成20年のリーマンショック以降、急激に増加
※平成20年度 17,858世帯
※平成23年度 23,149世帯(+30%)
- 世帯類型別
 - ・ 急増
「高齢者世帯」
「その他世帯」
※平成20年度 2,492世帯
※平成23年度 4,718世帯(+89%)
 - ・ 微増
「傷病・障害者世帯」

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

III 世帯状況に応じた支援

(1) 課題

- 生活保護受給世帯(特に高齢者、障害者)の単身世帯の割合が非常に高く、家族等との繋がりや支援が希薄
- 障害者手帳の取得に至らない、発達障害者等に対する支援
- 母子世帯における低い収入額及び相談相手の不在
- 失業を中心とした、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する、相談・支援体制の構築

(2) 取組の基本方向

III-1 高齢者・障害者・母子世帯等の状況に応じた支援の実施

- 高齢者、障害者、母子、それぞれの計画によって位置づけられた各種施策・制度等の有効活用による効果的な支援の展開

III-2 総合的な支援体制の構築

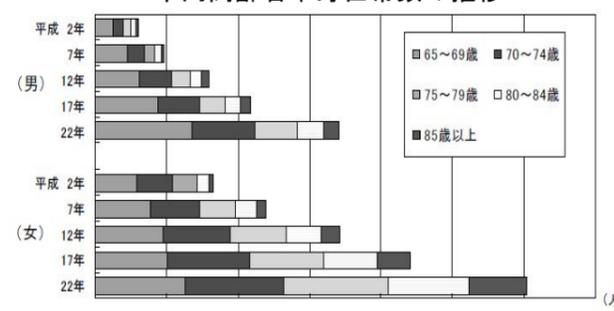
- 失業を中心とした、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する、ワンストップ、伴走型の総合相談窓口の設置

(3) 主なアクションプログラム

III-1 高齢者・障害者・母子世帯等の状況に応じた支援の実施

- 高齢者、障害者、母子等の各計画に位置づけられた施策、制度等との連携、効果的活用

市内高齢者単身世帯数の推移



資料:平成22年度国勢調査

市内障害者数の推移



出典:川崎市健康福祉年報

III-2 総合的な支援体制の構築

- 失業を中心として、衣食住、疾病、メンタル、家族、教育、債務等の複合的な課題を持つ者に対する、ワンストップ、伴走型の相談窓口の設置

【4本柱】

- 就労支援
- 「貧困の連鎖」対策
- 居住支援
- 家計再建支援

パーソナルサポートサービスの相談状況(全国)

	仕事関係(失業)	生活関係(衣食住)	健康(疾患)	メンタル(うつ・発達障害)	家族・地域(DV・虐待)	教育(いじめ・不登校)	法律経済(多重債務)	その他	合計
相談者数(人)	5,088								
相談件数(件)	4,282	2,111	900	1,546	1,082	338	1,026	776	12,061
保有率	84%	41%	18%	30%	21%	7%	20%	15%	237%
1人あたりの課題数(件)	12,061件 ÷ 5,088人 = 2.37件								